

第1章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、昭和21年3月から、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続が開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当労働委員会の現任の委員は、令和5年10月25日に任命された第49期の委員であり、名簿は資料(37頁)のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当労働委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期を定め、資料(38頁)に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき令和6年12月10日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、上記(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

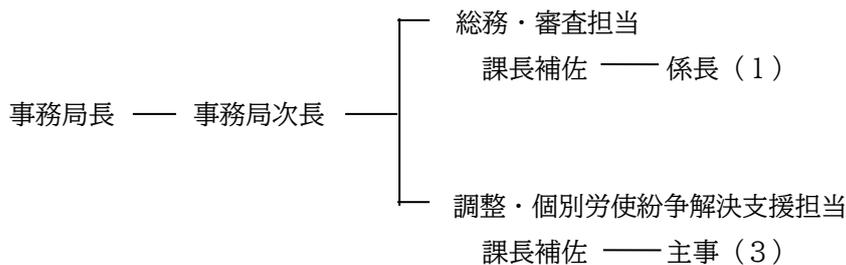
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。

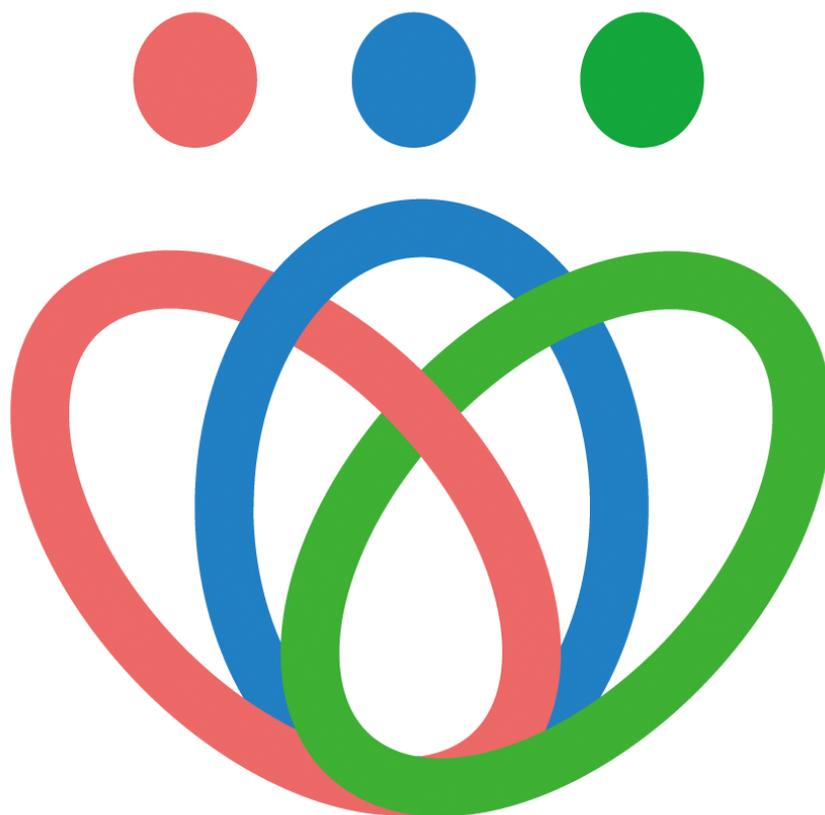


(5) 個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から当労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置している。設置要綱は資料(67頁)のとおりである。

なお、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称及びロゴマークを公募し、次のとおり決定している。

労使ネットとっとり ログマーク



労使ネットとっとり

(労使ネットの趣旨)

労使間に話合いのためにネット（網）を張り、紛争解決を支援します。

(ログマークの趣旨)

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。

公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

(6) 労働委員会の予算

令和6年度当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科 目 | 委員会費 | 事務局費 | 合 計 |
|-------|--------|--------|--------|
| 予 算 額 | 38,706 | 59,133 | 97,839 |

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の水曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、労働組合法第27条の規定により、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第24条の2及び労働委員会規則第5章の規定により、公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

審問開始前に審査の計画を定め、証拠調べを行い、命令を発するのに熟したときは事実の認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (5) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から 30 日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第 20 条及び労働関係調整法第 2 章から第 4 章まで並びに労働委員会規則第 7 章の規定により、あっせんにあつてはあっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員 3 人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (7) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (8) 地方公営企業等労働関係法第 5 条第 2 項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、令和 6 年に取り扱ったものはなかった。
- (9) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 4 条から第 10 条までの規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。
- (10) 個別労働関係紛争に関する労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 3 条の規定により行われる。

3 労働委員会業務記録

| 月 | 日 | 曜 | 諸会議等 | 日 | 曜 | 事件関係 |
|---|----------------------------|-----------------------|--|--|---|---|
| 1 | 10 24 30 | 水 水 火 | 第1385回定例総会 第1386回定例総会 中国地区労働委員会会長連絡会議、 事務局長連絡会議（広島県） | 26 | 金 | 令和6年（個）第1号事件受付 |
| 2 | 14 15 28 | 水 木 水 | 第1387回定例総会 労委労協中国ブロック幹事会（山口県） 第1388回定例総会 | 9 23 | 金 金 | 令和6年（個）第2号事件受付 令和6年（個）第1号事件第1回あっせん （打切り） |
| 3 | 3 13 27 | 日 水 水 | 日曜労働相談会（東・中・西部） 第1389回定例総会 第1390回定例総会 | 8 14 15 21 | 金 木 金 木 | 令和6年（個）第3号事件受付 令和6年（個）第4号事件受付 令和6年（個）第5号事件受付 令和6年（個）第6号事件受付 令和6年（個）第7号事件受付 |
| 4 | 10 24 | 水 水 | 第1391回定例総会 第1392回定例総会 | 1 4 11 18 19 22 23 24 27 | 月 木 木 木 金 月 火 水 土 | 令和6年（個）第5号事件終結（関与解決） 令和6年（個）第8号事件受付 令和6年（個）第9号事件受付 令和6年（個）第10号事件受付 令和6年（個）第2号事件第1回あっせん （打切り） 令和6年（個）第11号事件受付 令和6年（個）第3号事件終結（打切り） 令和6年（個）第12号事件受付 令和6年（個）第12号事件終結（打切り） 令和6年（個）第6号事件第1回あっせん （解決） |
| 5 | 8 20 | 水 月 | 第1393回定例総会 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会、 事務局長連絡会議（鳥取県） 第1394回定例総会 | 8 10 27 | 水 金 月 | 令和6年（個）第4号事件終結（打切り） 令和6年（個）第7号事件終結（打切り） 令和6年（個）第13号事件受付 令和6年（個）第13号事件終結（取下げ） |
| 6 | 12 13 14 16 26 | 水 木 金 日 水 | 第1395回定例総会 労委労協中国・四国ブロック総会及び研修 会（山口県） 全国労働委員会事務局長連絡会議 （岐阜県） 全国労働委員会会長連絡会議 （岐阜県） 日曜労働相談会（東・中・西部） 第1396回定例総会 | 2 5 17 18 | 日 水 月 火 | 令和6年（個）第11号事件第1回あっせん （解決） 令和6年（個）第9号事件第1回あっせん （解決） 令和6年（個）第10号事件第1回あっせん （解決） 令和6年（個）第14号事件受付 令和6年（個）第8号事件第1回あっせん （解決） |

| 月 | 日 | 曜 | 諸会議等 | 日 | 曜 | 事件関係 |
|----|----|---|---|----|---|-------------------------------|
| 7 | 10 | 水 | 第1397回定例総会 | 3 | 水 | 令和6年(個)第15号事件受付 |
| | 16 | 火 | 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (香川県) | 9 | 火 | 令和6年(個)第16号事件受付 |
| | 18 | 木 | 中国地区労働委員会事務局審査主管課長 会議(山口県:~19日) | 12 | 金 | 令和6年(個)第14号事件終結(関与解決) |
| | 24 | 水 | 第1398回定例総会 | 30 | 火 | 令和6年(個)第15号事件第1回あっせん (解決) |
| 8 | 7 | 水 | 第1399回定例総会 | 9 | 金 | 令和6年(個)第17号事件受付 |
| | 26 | 月 | 中国地区労働委員会事務局調整主管課長 会議(岡山県:~27日) | 26 | 月 | 令和6年(個)第18号事件受付 |
| | 28 | 水 | 第1400回定例総会 | | | 令和6年(個)第19号事件受付 |
| 9 | 5 | 木 | 公労使委員合同研修(東京都:~6日) | 2 | 月 | 令和6年(個)第16号事件終結(取下げ) |
| | 11 | 水 | 第1401回定例総会 | 11 | 水 | 令和6年(個)第20号事件受付 |
| | 25 | 水 | 第1402回定例総会 | | | 令和6年(個)第21号事件受付 |
| | | | | | | 令和6年(個)第22号事件受付 |
| | | | | | | 令和6年(個)第23号事件受付 |
| | | | | 18 | 水 | 令和6年(個)第17号事件終結(打切り) |
| | | | | | | 令和6年(個)第18号事件終結(打切り) |
| | | | | 19 | 木 | 令和6年(個)第20号事件終結(打切り) |
| | | | | 20 | 金 | 令和6年(個)第24号事件受付 |
| 10 | 9 | 水 | 第1403回定例総会 | 15 | 火 | 令和6年(個)第19号事件第1回あっせん (打切り) |
| | 23 | 水 | 第1404回定例総会 | | | |
| | 27 | 日 | 日曜労働相談会(東・中・西部) | 22 | 火 | 令和6年(個)第24号事件終結(取下げ) |
| | 28 | 月 | 全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (東京都) | 23 | 水 | 令和6年(個)第25号事件受付 |
| | 29 | 火 | 全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (東京都) | 24 | 木 | 令和6年(個)第21号事件第1回あっせん (解決) |
| | | | | | | 令和6年(個)第22号事件第1回あっせん (解決) |
| | | | | | | 令和6年(個)第23号事件第1回あっせん (解決) |
| | | | | 31 | 木 | 令和6年(個)第26号事件受付 |
| 11 | 13 | 水 | 第1405回定例総会 | 18 | 月 | 令和6年(個)第26号事件終結(取下げ) |
| | 14 | 木 | 全国労働委員会連絡協議会総会(~15日)、 公益委員連絡会議、使用者委員連絡会議総 会・応用研修会、労委労協総会(東京都) | | | |
| | 27 | 水 | 第1406回定例総会 | | | |
| 12 | 5 | 木 | 公労使委員個別紛争専門研修 (東京都:~6日) | 6 | 金 | 令和6年(個)第27号事件受付 |
| | 11 | 水 | 第1407回定例総会 | 17 | 火 | 令和6年(個)第27号事件終結(打切り) |
| | | | 企業視察研修 | 20 | 金 | 令和6年(個)第28号事件受付 |
| | 25 | 水 | 第1408回定例総会 | 27 | 金 | 令和6年(個)第25号事件第1回あっせん (解決) |

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間の関係を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

令和6年には、定例総会が24回開催された。

※令和2年から、Webによる参加も可能としている。

| 回別 | 月日 | 場所 | 付議事項等 |
|-------|------|--------------|---|
| 1385回 | 1.10 | 特別会議室及びWeb参加 | 1 第1384回定例総会（12月13日）議事録の承認について 2 調整事件について 3 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 4 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議における議題（案）の提出について 5 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催について 6 日曜労働相談会（3月）について 7 令和5年版鳥取県労働委員会年報の作成について 8 出前講座について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他 |
| 1386回 | 1.24 | 特別会議室及びWeb参加 | 1 第1385回定例総会（1月10日）議事録の承認について 2 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 3 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議における議題（案）の提出について 4 労働委員会制度創設80周年記念行事の提案募集について 5 調整事件について 6 その他 |

| 回別 | 月日 | 場所 | 付議事項等 |
|-------|------|--------------|--|
| 1387回 | 2.14 | 特別会議室及びWeb参加 | 1 第1385回定例総会（1月10日）議事録の承認について 2 第1386回定例総会（1月24日）議事録の承認について 3 労働委員会制度創設80周年記念行事の提案募集について 4 令和6年度労使関係セミナーについて 5 「令和6年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）」について 6 令和5年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 その他 |
| 1388回 | 2.28 | 特別会議室及びWeb参加 | 1 第1387回定例総会（2月14日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱について 3 「令和6年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）」について 4 令和6年度当初予算案について 5 日曜労働相談会について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他 |
| 1389回 | 3.13 | 特別会議室 | 1 第1388回定例総会（2月28日）議事録の承認について 2 令和6年度中国地区労使関係セミナーについて 3 「令和6年度労使ネットとっとり広報実施計画（案）」について 4 日曜労働相談会の実施概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他 |
| 1390回 | 3.27 | 特別会議室及びWeb参加 | 1 第1389回定例総会（3月13日）議事録の承認について 2 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 3 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他 |

| 回別 | 月日 | 場所 | 付 議 事 項 等 |
|--------|------|----------------|---|
| 1391 回 | 4.10 | 特別会議室及び Web 参加 | 1 第 1390 回定例総会（3 月 27 日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 令和 6 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 4 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 5 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6 鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部改正について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他 |
| 1392 回 | 4.24 | 労働委員室及び Web 参加 | 1 第 1391 回定例総会（4 月 10 日）議事録の承認について 2 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 令和 6 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 4 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 5 令和 6 年度全国労働委員会会長連絡会議の開催について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他 |
| 1393 回 | 5.8 | 労働委員室及び Web 参加 | 1 第 1392 回定例総会（4 月 24 日）議事録の承認について 2 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 4 令和 6 年度中国地区労使関係セミナーにおける協賛名義の使用許可について 5 日曜労働相談会の P R について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他 |
| 1394 回 | 5.20 | ホテルモナーク鳥取久松の間 | 1 第 1393 回定例総会（5 月 8 日）議事録の承認について 2 個別労働関係紛争あっせん事件について 3 争議行為予告通知及び実情調査について 4 その他 |

| 回別 | 月日 | 場所 | 付 議 事 項 等 |
|--------|------|--------------|---|
| 1395 回 | 6.12 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第 1394 回定例総会（5月20日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員（労働者委員）の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員（労働者委員）の選任について 4 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員（労働者委員）の選任について 5 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 6 第 149 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 7 日曜労働相談会について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他 |
| 1396 回 | 6.26 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第 1395 回定例総会（6月12日）議事録の承認について 2 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 令和6年度全国労働委員会会長連絡会会議の概要について 4 日曜労働相談会の実施概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他 |
| 1397 回 | 7.10 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第 1396 回定例総会（6月26日）議事録の承認について 2 令和6年度公益委員研修の開催及び研修受講者の募集について 3 令和5年度取扱事件等の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他 |

| 回別 | 月日 | 場所 | 付議事項等 |
|-------|------|--------------|--|
| 1398回 | 7.24 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1396回定例総会（6月26日）議事録の承認について 2 第1397回定例総会（7月10日）議事録の承認について 3 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員（使用者委員）の選任について 4 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員（使用者委員）の選任について 5 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員（使用者委員）の選任について 6 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 7 第79回全国労働委員会連絡協議会並びに令和6年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について 8 令和6年度中国地区労使関係セミナーにおける協賛名義の使用許可について 9 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 10 個別労働関係紛争あっせん事件について 11 その他 |
| 1399回 | 8.7 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1398回定例総会（7月24日）議事録の承認について 2 第79回全国労働委員会連絡協議会並びに令和6年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他 |
| 1400回 | 8.28 | 労働委員室 | 1 第1399回定例総会（8月7日）議事録の承認について 2 令和6年度「労使関係セミナー」の開催について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他 |
| 1401回 | 9.11 | 労働委員室 | 1 第1400回定例総会（8月28日）議事録の承認について 2 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議等について 3 令和6年度個別労働関係紛争処理制度周知月間のPR活動について 4 令和6年度「労使関係セミナー」の開催について 5 令和6年度公労使委員合同研修について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他 |

| 回別 | 月日 | 場所 | 付議事項等 |
|-------|-------|--------------|--|
| 1402回 | 9.25 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1400回定例総会（8月28日）議事録の承認について 2 第1401回定例総会（9月11日）議事録の承認について 3 令和6年度県内企業視察について 4 令和5年度決算審査特別委員会について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 その他 |
| 1403回 | 10.9 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1402回定例総会（9月25日）議事録の承認について 2 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議等について 3 令和5年度決算審査特別委員会の結果について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他 |
| 1404回 | 10.23 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1403回定例総会（10月9日）議事録の承認について 2 令和6年度当初予算要求方針（案）について 3 日曜労働相談会について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他 |
| 1405回 | 11.13 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1404回定例総会（10月23日）議事録の承認について 2 日曜労働相談会の実施概要について 3 令和6年度県内企業視察について 4 第79回全国労働委員会連絡協議会について 5 令和6年度「労使関係セミナー」の概要について 6 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他 |
| 1406回 | 11.27 | 労働委員室及びWeb参加 | 1 第1404回定例総会（10月23日）議事録の承認について 2 第1405回定例総会（11月13日）議事録の承認について 3 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 4 令和6年度上半期取扱事件等の概要について 5 第79回全国労働委員会連絡協議会総会について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他 |

| 回別 | 月日 | 場所 | 付議事項等 |
|-------|-------|---------------------|--|
| 1407回 | 12.11 | ホテルセントパレス倉吉ケンジントンの間 | 1 第1406回定例総会（11月27日）議事録の承認について 2 令和6年度公労使委員個別紛争専門研修の概要について 3 出前講座について 4 令和6年度上半期取扱事件等の概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他 |
| 1408回 | 12.25 | 労働委員室 | 1 第1407回定例総会（12月11日）議事録の承認について 2 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議における議題（案）の提出について 3 令和6年版鳥取県労働委員会年報の作成について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他 |

(2) 公益委員会議

開催なし

(3) 情報公開調整委員会

開催なし

(4) 個人情報保護調整委員会

開催なし

(5) 連絡協議会及び連絡会議

令和6年に開催された全国又は中国（四国）ブロックの連絡協議会及び連絡会議（以下「会議」という。）の概要は次のとおり。

【中央労働委員会主催分】

①委員出席会議

| 会議名 | 月日 | 場所 | 検討議題等 | 出席委員 |
|---------------|------|----------------------|---|----------------------------------|
| 全国労働委員会会長連絡会議 | 6.14 | ホテルグランヴェール岐山(岐阜県岐阜市) | 講演： 正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性－名古屋自動車学校(再雇用)事件・最一小判令5.7.20－ (東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子氏) 議題： 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて (中労委) | 三谷 会長 <事務局> 廣岡 局長 安永 補佐 |

| 会議名 | 月日 | 場所 | 検討議題等 | 出席委員 |
|--------------------|--------------|-------------------|---|--|
| 第79回全国労働委員会連絡協議会総会 | 11.14 ～15 | 一橋大学一橋講堂(東京都千代田区) | 講演： 近年における労働裁判例の動向 (元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸氏) 議題： 1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について (北海道・東北ブロック) 2 審査の迅速化に向けた取組について (中労委) 3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について (近畿ブロック) | 三谷 会長 道前 代理 本川 委員 寺田 委員 岸田 委員 西村 委員 <事務局> 廣岡 局長 安永 補佐 山根 主事 |

②事務局向け

| 会議名 | 月日 | 場所 | 検討議題等 | 出席者 |
|--------------------|-------|----------------------|--|----------------|
| 全国労働委員会事務局連絡会議 | 6.13 | ホテルグランヴェール岐山(岐阜県岐阜市) | 中労委報告： 1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 議題： 1 DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について (岐阜県労委) 2 労働委員会と労働局との連携について (中労委) | 廣岡 局長 安永 補佐 |
| 全国労働委員会事務局調整主管課長会議 | 10.28 | 労働委員会会館(東京都港区) | 1 中央労働委員会事務局からの説明 (調整業務の運営) 2 都道府県労働委員会からの事例報告 (愛知県労委・奈良県労委) 3 都道府県労働委員会からの業務報告 (秋田県労委・三重県労委・熊本県労委) | 前田 次長 安永 補佐 |
| 全国労働委員会事務局審査主管課長会議 | 10.29 | 労働委員会会館(東京都港区) | 1 中間収入の控除について (広島県労委) 2 併合事件について (茨城県労委) 3 中労委からの報告事項 (民事訴訟のIT化への対応等) | 前田 次長 安永 補佐 |

【中国（四国）ブロック主催分】

①委員出席会議

| 会議名 | 月日 | 場所 | 検討議題等 | 出席委員 |
|-------------------------|------|-----------------|--|--|
| 中国地区労働委員会会長連絡会議 | 1.30 | 広島国際会議場(広島県広島市) | 1 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係る相談への対応について (島根県労委) 2 不当労働行為救済申立てに係る労働組合の資格審査について (広島県労委) 3 ウェブ方式による会議、事件手続等の実施について (広島県労委) 4 令和5年の不当労働行為事件、労働争議の調整(あっせん)及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について (平成29年度会議での決定議題) | 三谷会長 清水委員 <事務局> 太田局長 山根主幹 |
| 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 | 5.20 | ホテルモナーク鳥取(鳥取市) | 講演: フリーランスとギグワーカーの労働者性 (東日本区域地方調整委員会議公益委員 皆川 宏之氏) 議題: 1 申請者側(労働者側)が雇用関係の継続を前提として紛争解決を求めたあっせんの途中で、退職の意思を示した場合の対応について (広島県労委) 2 労働基準法違反を主要な争点とするあっせん申請への対応について (鳥取県労委) | 三谷会長 道前代理委員 小林委員 入江委員 清水委員 澤田委員 本川委員 寺田委員 山崎委員 岸田委員 竹上委員 名越委員 三輪委員 <事務局> 全 員 |
| 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 | 7.16 | 香川県庁(香川県高松市) | 1 履行確認について (広島県労委) 2 単一組織組合に対する組合資格審査での労組法第2条の要件該当性について (香川県労委) | 三谷会長 <事務局> 安永補佐 |

②事務局向け

| 会議名 | 月日 | 場所 | 検討議題等 | 出席者 |
|----------------------|-------------|-------------------|--|----------------------|
| 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 | 1.30 | 広島国際会議場(広島県広島市) | 1 令和5年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について (広島県労委) 2 令和6年度中国地区労働委員会事務局審査担当職員研修計画案について (山口県労委) 3 令和6年度中国地区労働委員会事務局調整担当職員及び個別労働関係紛争担当職員研修計画案について (岡山県労委) 4 報告事項「令和6年度中国地区労働委員会諸会議開催計画について」 (広島県労委) | 太田局長 山根主幹 |
| 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 | 5.20 | ホテルモナーク鳥取(鳥取市) | 1 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営について (鳥取県労委) | 廣岡局長 前田次長 山根補佐 |
| 中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議 | 7.18 ~19 | 防長苑(山口県山口市) | 講演： 取消訴訟対応及び取消訴訟を見据えた命令作成における注意点について (中央労働委員会事務局) 議題： 1 命令の履行確認の時期等について (山口県労委) 2 不誠実団交(団交拒否)事案における救済内容について (広島県労委) 各県の審査状況及び意見交換 事例研究： 命令書における判断のポイントの研究 (大宰府タクシー事件) | 安永補佐 樽本主事 |
| 中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議 | 8.26 ~27 | ピュアリティまきび(岡山県岡山市) | 講演： フリーランス等と労働委員会のかかわり方について (中央労働委員会事務局) 議題： 1 あっせんにおいて、労働法上の紛争以外の問題も含め、一体的な解決を試みることに (広島県労委) 2 あっせんの実情調査について 3 あっせんの同席者について 4 労働局等との関係について (山口県労委) 事例研究： 労使紛争調整事件について | 前田次長 樽本主事 岡本主事 |

第2章 不当労働行為の審査

概 況

令和6年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、平成17年1月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成18年に1件、平成23年に1件の申立てがあり、両事件ともに関与和解により終結したものである。

第3章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和6年中に当労働委員会が取り扱った労働組合資格審査はなかった。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成20年～令和6年申請理由別一覧表

| 申請理由 年 別 | 委員推薦 | 不当労働 行為救済 申 立 | 法人登記 | 総会決議 | 計 | 備 考 |
|-------------|------|---------------------|------|------|---|-----|
| 平成20 | 1 | — | — | — | 1 | |
| 21 | 3 | — | — | — | 3 | |
| 22 | — | — | — | — | 0 | |
| 23 | 3 | 1 | — | — | 4 | |
| 24 | — | — | 1 | — | 1 | |
| 25 | 3 | — | — | — | 3 | |
| 26 | — | — | — | — | 0 | |
| 27 | 2 | — | — | — | 2 | |
| 28 | — | — | — | — | 0 | |
| 29 | 4 | — | — | — | 4 | |
| 30 | — | — | — | — | 0 | |
| 令和元 | 3 | — | — | — | 3 | |
| 2 | — | — | 1 | — | 1 | |
| 3 | 2 | — | — | — | 2 | |
| 4 | — | — | — | — | 0 | |
| 5 | 2 | — | — | — | 2 | |
| 6 | — | — | — | — | 0 | |

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(2) 平成20年～令和6年処理区分別一覧表

| 処理区分 年別 | 適 合 | 不 適 合 | 取 下 げ | 打 切 り | 次 年 へ 繰 越 | 計 | 備 考 |
|------------|-----|-------|-------|-------|--------------|---|-----|
| 平成20 | 1 | — | — | — | — | 1 | |
| 21 | 3 | — | — | — | — | 3 | |
| 22 | — | — | — | — | — | 0 | |
| 23 | 3 | — | 1 | — | — | 4 | |
| 24 | 1 | — | — | — | — | 1 | |
| 25 | 3 | — | — | — | — | 3 | |
| 26 | — | — | — | — | — | 0 | |
| 27 | 2 | — | — | — | — | 2 | |
| 28 | — | — | — | — | — | 0 | |
| 29 | 4 | — | — | — | — | 4 | |
| 30 | — | — | — | — | — | 0 | |
| 令和元 | 3 | — | — | — | — | 3 | |
| 2 | 1 | — | — | — | — | 1 | |
| 3 | 2 | — | — | — | — | 2 | |
| 4 | — | — | — | — | — | 0 | |
| 5 | 2 | — | — | — | — | 2 | |
| 6 | — | — | — | — | — | 0 | |

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

1 概況

令和6年中に係属した調整事件は、繰越係属事件が1件であった。調整区分は調停で、申請者は組合であった。業種は社会福祉事業であり、調整事項は団体交渉の促進等に関するものであった。

当該事件は令和6年中に終結し、終結区分は取下げであった。

2 事件一覧

| 事件番号 | 事件名 | 調整区分 | 申請月日 申請者 | 調整事項 | 開始 月日 | 終結月日 終結区分 | 調整 回数 | 調整員 |
|------|-----|------|-----------------|--------------------|----------|--------------|----------|-------------------------|
| 5-2 | X争議 | 調停 | (R5)12.25 組合 | 団体交渉の促進 基本給与の改定 | 1.10 | 1.18 取下げ | - | (公)三谷 (労)本川 (使)西本 |

3 取扱事件概要

(1) 令和5年(調)第2号

X争議調停事件

申請者 X労働組合

被申請者 X

業種 社会福祉事業 組合員数 7名

開始事由 組合申請

申請月日 (令和5年)12月25日

開始月日 1月10日

終結月日 1月18日

終結事由 取下げ 調整回数 0回 所要日数 25日

ア 調整事項

団体交渉の促進、基本給与の改定

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

- ・過去に実施されたあっせんの合意内容である、「双方が誠意をもって団体交渉を行い、解決に向けて格段の努力をすること」とする誠実交渉義務を果たしていないため、その履行を求める。
- ・合意した給与改定の内容について、確認書(合意文書)に記載することを求める。

(イ) 使用者の主張

- ・確認書は労働協約の一部であり、双方が納得し、決まったことを記載するものである。
- ・今年度給与改定できないことについては合意済みであるものの、来年度の給与改定について改善する意向はあるが、確約できないため、確認書には記載できない旨を回答している。

ウ 調停の経過

調停手続を契機として、労使間で改めて団体交渉が実施され合意文書の締結に至ったとして申請が取り下げられ、事件は終結した。

第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第 62 条の 2 の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は 22 件で、昨年と同数であった。

調査開始事由は、労働関係調整法第 37 条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが 20 件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが 21 件で、翌年に繰り越されたものが 1 件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第 37 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は 27 件で、昨年より 1 件少なかった。

予告通知者を業種別にみると、医療業が 7 件、港湾業が 5 件、航空業が 5 件、道路貨物業が 4 件、陸上旅客業が 3 件、通信業が 2 件、電気業が 1 件であった。

2 労働争議実情調査一覧

| 番号 | 名 称 | 交渉地 (市町村) | 調査事項 | 調査 開始 月日 | 調査 終結 月日 | 終結 事由 |
|----|-----------------|--------------|---------|----------------|----------------|----------|
| 1 | 因伯通運争議（建交労） | 鳥取市 | 賃上げ等 | 2.19 | 5.2 | 解 決 |
| 2 | 日ノ丸西濃運輸争議（建交労） | 鳥取市 | 賃上げ等 | 2.19 | 4.4 | 解 決 |
| 3 | 鳥取医療生協争議 | 鳥取市 | 賃上げ等 | 2.21 | 4.9 | 解 決 |
| 4 | 三朝温泉病院争議 | 三朝町 | 賃上げ等 | 2.21 | 3.21 | 解 決 |
| 5 | 米子医療生協争議 | 米子市 | 賃上げ等 | 2.21 | 6.24 | 解 決 |
| 6 | メディコープとっとり争議 | 鳥取市 | 賃上げ等 | 2.21 | 3.21 | 解 決 |
| 7 | 因伯通運争議（運輸労連） | 鳥取市 | 賃上げ等 | 3.6 | 4.16 | 解 決 |
| 8 | 日ノ丸ハイヤー争議 | 鳥取市 | 賃上げ等 | 3.12 | 4.10 | 解 決 |
| 9 | 日ノ丸自動車争議 | 鳥取市 | 賃上げ等 | 3.12 | 3.21 | 解 決 |
| 10 | NX境港海陸争議(全日本港湾) | 境港市 | 賃上げ等 | 3.21 | 4.16 | 解 決 |
| 11 | 済生会境港総合病院争議 | 境港市 | 賃上げ等 | 3.25 | 6.4 | 解 決 |
| 12 | 済生会境港総合病院争議 | 境港市 | 夏期一時金等 | 5.2 | 6.4 | 解 決 |
| 13 | NX境港海陸争議(全日本港湾) | 境港市 | 夏期一時金等 | 6.17 | 7.1 | 解 決 |
| 14 | 済生会境港総合病院争議 | 境港市 | 年末一時金等 | 10.11 | 12.5 | 解 決 |
| 15 | 鳥取医療生協争議 | 鳥取市 | 年末一時金等 | 10.29 | 12.5 | 解 決 |
| 16 | メディコープとっとり争議 | 鳥取市 | 年末一時金等 | 10.29 | 12.5 | 解 決 |
| 17 | 三朝温泉病院争議 | 三朝町 | 年末一時金等 | 10.29 | 12.5 | 解 決 |
| 18 | 米子医療生協争議 | 米子市 | 年末一時金等 | 10.29 | 11.21 | 解 決 |
| 19 | 因伯通運争議（運輸労連） | 鳥取市 | 年末一時金等 | 11.8 | 11.8 | 解 決 |
| 20 | 日ノ丸ハイヤー争議 | 鳥取市 | 労働条件改善等 | 11.21 | | 継 続 |

| 番号 | 名 称 | 交渉地 (市町村) | 調査事項 | 調査 開始 月日 | 調査 終結 月日 | 終結 事由 |
|----|-----------------|--------------|---------|----------------|----------------|----------|
| 21 | NX境港海陸争議(全日本港湾) | 境港市 | 冬期一時金等 | 11.21 | 12.5 | 解決 |
| 22 | 日ノ丸自動車争議 | 鳥取市 | 労働条件改善等 | 11.22 | 12.5 | 解決 |

3 争議行為予告通知一覧

| 番号 | 通 知 者 | | 受付 労委 | 交渉事項 | 受付 月日 | 予告 月日 | 備 考 |
|----|---------------------------------------|---------------|----------|---------|----------|----------|---|
| | 名 称 | 所在地 (都道府県) | | | | | |
| 1 | 国鉄労働組合 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.13 | 2.26 | |
| 2 | 全日本建設交運一般労働組合 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.15 | 2.29 | 因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会 |
| 3 | 日本トランスオーシャン航空乗員組合 | 沖縄県 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.20 | 3.9 | |
| 4 | 鳥取県医療労働組合連合会 | 鳥取県 | 鳥取県 | 賃上げ等 | 2.21 | 3.12 | 鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合 |
| 5 | 全国電力関連産業労働組合総連合 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.26 | 3.8 | |
| 6 | エヌ・ティ・ティ労働組合 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.28 | 3.11 | |
| 7 | 全国労災病院労働組合 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.28 | 3.14 | 山陰労災支部 |
| 8 | ANAウイングス乗員組合 | 福岡県 | 中労委 | 労働条件改善等 | 2.28 | 3.15 | |
| 9 | 全日本運輸産業労働組合連合会 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 2.29 | 3.15 | 因伯通運労働組合 |
| 10 | 情報産業労働組合連合会 KDDI労働組合 (KDDI株式会社) | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 3.1 | 3.14 | |
| 11 | 日本私鉄労働組合総連合会 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 3.4 | 3.15 | 日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー支部 |
| 12 | 全日本港湾労働組合 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 3.6 | 3.17 | 境港支部 |
| 13 | 全国港湾労働組合連合会 | 東京都 | 中労委 | 賃上げ等 | 3.8 | 3.19 | 境港支部 日ノ丸西濃運輸 |
| 14 | 全済生会労働組合 | 埼玉県 | 中労委 | 賃上げ等 | 3.19 | 4.2 | 境港病院支部 |

| 番号 | 通 知 者 | | 受付 労委 | 交渉事項 | 受付 月日 | 予告 月日 | 備 考 |
|----|-----------------------|-------------------|----------|--------------------|----------|----------|---|
| | 名 称 | 所在地 (都道府 県) | | | | | |
| 15 | 全済生会労働組合 | 埼玉県 | 中労委 | 夏期一時 金等 | 5. 2 | 5.13 | 境港病院支部 |
| 16 | 全日本運輸産業労働組合 連合会 | 東京都 | 中労委 | 夏季一時 金等 | 5.27 | 6. 7 | 因伯通運労働組合 |
| 17 | ANAウイングス乗員組 合 | 福岡県 | 中労委 | 乗務員の 待遇改善 等 | 6. 3 | 6.21 | |
| 18 | 全日本港湾労働組合日本 海地方本部 | 新潟県 | 中労委 | 夏期一時 金等 | 6.13 | 6.29 | 境港支部 |
| 19 | 全済生会労働組合 | 埼玉県 | 中労委 | 年末一時 金等 | 10.11 | 10.26 | 境港病院支部 |
| 20 | 全日本国立医療労働組合 | 東京都 | 中労委 | 賃金・労働 条件改善 等 | 10.25 | 11. 7 | |
| 21 | ANAウイングス乗員組 合 | 福岡県 | 中労委 | 乗員計画 等 | 10.25 | 11.15 | |
| 22 | 鳥取県医療労働組合連合 会 | 鳥取県 | 鳥取県 | 年末一時 金等 | 10.29 | 11. 5 | 鳥取医療生協労働組 合・メディコープとっ とり労働組合・三朝温 泉病院労働組合・米子 医療生協労働組合 |
| 23 | 全日本運輸産業労働組合 連合会 | 東京都 | 中労委 | 年末一時 金等 | 11. 1 | 11.15 | 因伯通運労働組合 |
| 24 | 全日本港湾労働組合関西 地方本部 | 大阪府 | 中労委 | 冬季一時 金等 | 11. 8 | 11.20 | 日ノ丸西濃運輸 |
| 25 | 日本私鉄労働組合総連合 会 | 東京都 | 中労委 | 労働条件 改善等 | 11.12 | 11.23 | 日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー支部 |
| 26 | 全日本港湾労働組合日本 海地方本部 | 新潟県 | 中労委 | 冬期一時 金等 | 11.13 | 11.29 | 境港支部 |
| 27 | 日本トランスオーシャン 航空乗員組合 | 沖縄県 | 中労委 | 賃上げ等 | 11.19 | 12. 6 | |

第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和6年における相談内容及び対応状況は以下のとおりである。

ア 相談内容

| 件数 (重複集計) | 相談内容 (重複集計) [件] | | | | |
|--------------|------------------|---------------|------------------|--------------------|-----|
| | 経営又は 人事 (解雇等) | 賃金等 (未払い等) | 労働条件等 (勤務時間等) | 職場の人間関係 (嫌がらせ等) | その他 |
| 539 | 105 | 75 | 203 | 119 | 37 |

イ 対応状況

| 件数 (実数集計) | 対応状況 (実数) [件] | | | |
|--------------|---------------|-------|--------------|-------|
| | 助言 | 法令の説明 | あっせん 制度説明 | 他機関紹介 |
| 344 | 258 | 3 | 3 | 80 |

(2) 関係機関による日曜労働相談会の開催 (年3回、県内3地区一斉開催)

労働委員会が行う労働相談のPRを通じて「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。なお、開催にあたっては、県中小企業労働相談所 (みなくる鳥取・倉吉・米子)、日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会及び鳥取県弁護士会と共催した。

ア 3月

| | | |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 東 部 | 日時 | 令和6年3月3日 (日) 午前10時から午後3時40分まで |
| | 会場 | 県民ふれあい会館 (鳥取市扇町) |
| 中 部 | 日時 | 令和6年3月3日 (日) 午前11時15分から午後1時50分まで |
| | 会場 | エースパック未来中心 (倉吉市駄経寺町) |
| 西 部 | 日時 | 令和6年3月3日 (日) 午前10時から午後3時5分まで |
| | 会場 | 米子コンベンションセンター (米子市末広町) |
| 相談対応者 | (公)入江委員、(使)岸田委員 | |
| 相談対応者 | (公)道前代理 | |
| 相談対応者 | (労)山崎委員、(使)竹上委員 | |

イ 6月

| | | |
|--------|-------|--------------------------------|
| 東 部 | 日 時 | 令和6年6月16日（日）午前10時5分から午後0時45分まで |
| | 会 場 | 県民ふれあい会館（鳥取市扇町） |
| | 相談対応者 | (公)三谷会長 |
| 中 部 | 日 時 | 令和6年6月16日（日）午後2時から午後3時15分まで |
| | 会 場 | エースパック未来中心（倉吉市駄経寺町） |
| | 相談対応者 | (労)寺田委員 |
| 西 部 | 日 時 | 令和6年6月16日（日）午前10時から午後2時55分まで |
| | 会 場 | ふれあいの里（米子市錦町） |
| | 相談対応者 | (使)三輪委員 |

ウ 10月 【島根県と共同開催】

| | | |
|--------|-------|----------------------------------|
| 東 部 | 日 時 | 令和6年10月27日（日）午前11時45分から午後0時35分まで |
| | 会 場 | 鳥取市福祉文化会館（鳥取市西町） |
| | 相談対応者 | - |
| 中 部 | 日 時 | 令和6年10月27日（日）午前10時から午前11時30分まで |
| | 会 場 | エースパック未来中心（倉吉市駄経寺町） |
| | 相談対応者 | - |
| 西 部 | 日 時 | 令和6年10月27日（日）午後1時55分から午後2時35分まで |
| | 会 場 | ふれあいの里（米子市錦町） |
| | 相談対応者 | - |

(参考) 島根県労働委員会の相談会：同日、大田市内で実施

2 個別労働関係紛争あっせん事件

令和6年中の新規申請は28件で、全てが労働者からの申請であり、そのうち27件が終結した。終結区分は解決12件、取下げ4件、打切り11件であった。

【あっせん事件一覧】

| 事件番号 | 申請日 申請者 | あっせん事項 | 開始日 | 終結日 終結区分 | あっせん回数 | 処理日数 | あっせん員 |
|------|-------------|----------------------|------|-------------|--------|------|----------------------------------|
| 6-1 | 1.26 労働者 | 働けなかったことに関する話合い | 1.26 | 2.23 打切り | 1回 | 29日 | (公)三谷 (公)清水 (労)矢田 (使)竹上 |
| 6-2 | 2.9 労働者 | 未払賃金に関する話合い | 2.13 | 4.18 打切り | 1回 | 70日 | (公)三谷 (労)澤田 (使)江尻 |
| 6-3 | 3.8 労働者 | パワハラに関する話合い | 3.21 | 4.22 打切り | 0回 | 46日 | (公)三谷 (労)澤田 (使)竹上 |
| 6-4 | 3.14 労働者 | 雇用契約されなかったことに関する話合い | 3.18 | 5.8 打切り | 0回 | 56日 | (公)清水 (労)本川 (使)西本 |
| 6-5 | 3.15 労働者 | 雇用継続に関する話合い | 3.15 | 4.1 関与解決 | 0回 | 18日 | (公)三谷 (公)小林 (労)澤田 (使)岸田 |
| 6-6 | 3.15 労働者 | 雇用継続に関する話合い | 3.18 | 4.27 解決 | 1回 | 44日 | (公)三谷 (労)矢田 (使)名越 |
| 6-7 | 3.21 労働者 | 雇用契約をされなかったことに関する話合い | 3.22 | 5.8 打切り | 0回 | 49日 | (公)清水 (労)本川 (使)西本 |
| 6-8 | 4.4 労働者 | 継続雇用手続に関する話合い | 4.4 | 6.18 解決 | 1回 | 76日 | (公)入江 (労)山崎 (使)岸田 |
| 6-9 | 4.11 労働者 | 退職金に関する話合い | 4.11 | 6.5 解決 | 1回 | 56日 | (公)道前 (労)寺田 (使)西本 |
| 6-10 | 4.11 労働者 | 退職金に関する話合い | 4.11 | 6.5 解決 | 1回 | 56日 | (公)道前 (労)寺田 (使)西本 |
| 6-11 | 4.19 労働者 | 雇止めに関する話合い | 4.19 | 6.2 解決 | 1回 | 45日 | (公)三谷 (公)小林 (労)澤田 (使)名越 |

| 事件 番号 | 申請日 申請者 | あっせん事項 | 開始日 | 終 結 日 終結区分 | あっせ ん回数 | 処理 日数 | あっせん員 |
|----------|--------------|--------------------------------|-------|---------------|------------|----------|-------------------------|
| 6-12 | 4.23 労働者 | 不当解雇に関する話 合い | 4.23 | 4.24 打切り | 0回 | 2日 | (公)三谷 (労)本川 (使)西本 |
| 6-13 | 5.10 労働者 | 退職に関する話合い | 5.13 | 5.27 取下げ | 0回 | 18日 | (公)入江 (労)本川 (使)西本 |
| 6-14 | 6.17 労働者 | 退職に関する話合い | 6.17 | 7.12 関与解決 | 0回 | 26日 | (公)入江 (労)寺田 (使)名越 |
| 6-15 | 7.3 労働者 | 退職に関する話合い | 7.5 | 7.30 解 決 | 1回 | 28日 | (公)入江 (労)本川 (使)竹上 |
| 6-16 | 7.9 労働者 | 雇用継続に関する話 合い | 7.10 | 9.2 取下げ | 0回 | 56日 | (公)道前 (労)矢田 (使)西本 |
| 6-17 | 8.9 労働者 | ハラスメント及び賃 金に関する話合い | 8.28 | 9.18 打切り | 0回 | 41日 | (公)清水 (労)澤田 (使)竹上 |
| 6-18 | 8.9 労働者 | ハラスメント及び賃 金に関する話合い | 8.28 | 9.18 打切り | 0回 | 41日 | (公)清水 (労)澤田 (使)竹上 |
| 6-19 | 8.26 労働者 | 退職理由に関する話 合い | 8.26 | 10.15 打切り | 1回 | 51日 | (公)三谷 (労)寺田 (使)名越 |
| 6-20 | 9.2 労働者 | 解雇に関する話合い | 9.3 | 9.19 打切り | 0回 | 18日 | (公)入江 (労)山崎 (使)三輪 |
| 6-21 | 9.11 労働者 | 退職に関する話合い | 9.11 | 10.24 解 決 | 1回 | 44日 | (公)三谷 (労)矢田 (使)岸田 |
| 6-22 | 9.11 労働者 | 退職に関する話合い | 9.11 | 10.24 解 決 | 1回 | 44日 | (公)三谷 (労)矢田 (使)岸田 |
| 6-23 | 9.11 労働者 | 退職に関する話合い | 9.11 | 10.24 解 決 | 1回 | 44日 | (公)三谷 (労)矢田 (使)岸田 |
| 6-24 | 9.20 労働者 | 職場復帰に当たって の会社の対応に関す る話合い | 9.24 | 10.22 取下げ | 0回 | 33日 | (公)清水 (労)本川 (使)竹上 |
| 6-25 | 10.23 労働者 | 労働条件に関する話 合い | 10.23 | 12.27 解決 | 1回 | 66日 | (公)清水 (労)山崎 (使)竹上 |

| 事件 番号 | 申請日 申請者 | あっせん事項 | 開始日 | 終 結 日 終結区分 | あっせ ん回数 | 処理 日数 | あっせん員 |
|----------|--------------|-----------------|-------|---------------|------------|----------|----------------------------------|
| 6-26 | 10.31 労働者 | 退職金に関する話合 い | 11.1 | 11.18 取下げ | 0回 | 19日 | (公)三谷 (公)小林 (労)澤田 (使)岸田 |
| 6-27 | 12.6 労働者 | 退職理由に関する話 合い | 12.6 | 12.17 打切り | 0回 | 12日 | (公)道前 (労)寺田 (使)名越 |
| 6-28 | 12.20 労働者 | 解雇に関する話合い | 12.23 | 次年繰越 | | | (公)三谷 (労)矢田 (使)名越 |

第7章 労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動

1 概況

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と事業主との間で労働関係上の紛争が増加していることを受け、個別労働紛争の未然防止を図り、迅速な解決を促進することを目的として、平成14年に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行され、この条例に基づいて鳥取県労働委員会による個別労働関係紛争あっせん制度が整備された。

労働委員会の「あっせん」と労働相談を分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21年度からは労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置し、これに「労使ネットとっとり」の愛称をつけ、県民に直接届く情報提供に努めている。

令和6年末までに520件を超えるあっせんを取り扱っているが、労働委員会が行う労働相談や「あっせん」等に対する県民の認知度はいまだ高いとは言えないのが現状である。

このため、以下の広報基本方針を定め、可能な限り幅広い広報手段を通じて、個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の労働相談受付や「あっせん」等について、県内に働く一人ひとりの労働者や事業主に届くよう積極的な周知に努めた。

2 周知広報活動

(1) 広報の基本方針

ア 広報内容

個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の存在に加えて、その特長である、①公益側委員、労働者側委員、使用者側委員の三者構成のあっせん員が調整の任に当たること、②あっせん員・事務局職員が現地に出向く現地主義であること、③解決が見込まれる場合には（時間や回数の制限なく）何度でもあっせんを行うことの3点と、これまでの解決率、平均処理日数、被申請者の参加率等の実績についても広報・PRする。

イ 集中広報期間等

「労使ネットととりの日」（平成24年6月13日第1107回総会決定）の6月10日がある6月、全国労働委員会連絡協議会の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」である10月に集中的に広報を行うとともに、該当月については、地方紙の発行エリア、民放テレビ、ラジオのローカル局の放送エリアが重なる島根県と共同した広報・PR活動を行う。

ウ 広報媒体等

○引き続き可能な限り多くの広報媒体の利用を検討するとともに、リーフレットの作成、新聞広告の掲載、県庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出等、県民により親しみやすい方法で広報する。

○県内の高校で卒業を控えた高校3年生に対して、一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会発行の冊子「THE社会人」と併せて労使ネットととりのクリアファイルを配布するなど、「未来の労働者」に対する労働教育、紛争の未然防止等の観点からPRをしていく。

○県民や事業者に労働委員会の個別労働関係紛争あっせん制度、労働相談の認知度を一層高めることを目的として、「労使ネットとっとり」啓発ステッカーを作成し、県庁舎等の公共施設や掲示協力企業に送付する。ステッカーを身近な場所に掲示することで、労働者・事業者、若年世代が親しみを持つとともに、職場環境の改善等に対する関心を高める。

(2) 主な周知広報活動

ア 労働相談会の取組み

○関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）
「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1（2）」にて詳細記載

イ 労働相談会等の周知広報活動

①新聞広告（鳥取県からのお知らせ）

| 地区 | 掲載日 | 媒体 | 告知内容 |
|----|----------|-----------------|----------------------------------|
| 全域 | 2月22日（木） | 日本海新聞 山陰中央新報 | フリーダイヤル・労働相談 3月3日（日）日曜労働相談会 |
| // | 5月23日（木） | // | フリーダイヤル・労働相談 6月16日（日）日曜労働相談会 |
| // | 9月26日（木） | // | フリーダイヤル・労働相談 10月27日（日）日曜労働相談会 |

②新聞タウン情報誌

| 地区 | 日程 | 媒体 | 告知内容 |
|-----------------------|----------|----------------------------|--|
| 鳥取県内全域、島根県安来市、兵庫県但馬地方 | 2月22日（木） | 日本海新聞 タウン情報誌 「うさぎの耳」 | 労使ネットと通りの周知 （フリーダイヤルでの相談） 3月3日（日）日曜労働相談会 |
| // | 5月23日（木） | // | // 6月16日（日）日曜労働相談会 |
| // | 9月26日（木） | // | // 10月27日（日）日曜労働相談会 |

ハラスメント・解雇・配置転換・労働条件など…職場の悩み

日曜労働相談会

労働問題に詳しい 専門家が対応! 労働者・雇用主、どなたでもご相談いただけます

2024年 **10月27日** 日
10:00~15:00

無料
秘密厳守

鳥取市福祉文化会館 (鳥取市西町二丁目311番地)
エースバック未来中心 (鳥吉市社経寺町212番地5)
ふれあいの里 (米子市御町一丁目139番地3)

【申込期限】10月22日 火 17:00

予約制

予約・問合せ先 以下の連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とりネット(県ホームページ)にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。
【ホームページ】<https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/> (労使ネットとっとり)

0120-77-6010
※平日(8:30~17:15)も労働相談を受け付けています。予約用QRコード

●場所:鳥取市東町一丁目271 (鳥取県庁第2庁舎7階) ●受付:平日8:30~17:15

共催/鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所みなくる、労使ネットとっとり

③ケーブルテレビ・ラジオにおけるCM告知

労働相談会の告知及び労使ネットととりのホームページへのアクセスを促すスポットCMを繰り返し放送した。

| 媒体 | 放送局 | 放送期間 | | |
|---------|--------------------|----------|----------|-----------|
| ケーブルテレビ | 日本海ケーブルネットワーク(NCN) | 2月19日(月) | 6月3日(月) | 10月7日(月) |
| | 鳥取中央有線放送(TCC) | ~ | ~ | ~ |
| | 中海テレビ | 2月23日(金) | 6月7日(金) | 10月11日(金) |
| ラジオ | エフエム山陰 | 2月17日(土) | 6月2日(日) | 10月2日(水) |
| | | ~ | ~ | ~ |
| | | 2月26日(月) | 6月11日(火) | 10月11日(金) |

④懸垂幕・横断幕の掲出

| 地区 | 場所 | 媒体 | 掲出期間 | 告知内容 |
|----|--|-----|---------------------------|--|
| 東部 | 県議会棟 (鳥取市東町) | 横断幕 | 1月22日(月)から 3月15日(金)まで | 全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか?労使ネットととり ~雇用のトラブル まず相談~」 労使ネットととりのロゴマーク 相談フリーダイヤル |
| | | | 5月7日(火)から 7月5日(金)まで | |
| | | | 9月18日(水)から 10月31日(木)まで | |
| 中部 | 中部総合事務所 (倉吉市東巖城町) エスパック 未来中心 (倉吉市駄経寺町) | 懸垂幕 | 1月23日(火)から 3月3日(日)まで | |
| | | | 5月7日(火)から 7月5日(金)まで | |
| | | | 9月18日(水)から 11月8日(金)まで | |
| 西部 | 米子市営武道館 (米子市糺町) | 横断幕 | 1月22日(月)から 3月3日(日)まで | |
| | | | 5月7日(火)から 6月16日(日)まで | |
| | | | 9月24日(火)から 10月27日(日)まで | |

⑤リスティング広告(検索連動型広告)

県内において、パソコンやスマートフォンなどで検索エンジンを利用し、特定のキーワード(例えば、「解雇」・「パワハラ」)を検索した場合、検索結果画面の上部に労使ネットととりのホームページに誘導するテキスト広告を表示する。

| 媒体 | 検索エンジン | 広告期間 |
|---------|--------|-------------------|
| インターネット | Yahoo! | 1月29日(月)~2月27日(火) |
| // | // | 5月17日(金)~6月4日(火) |
| // | // | 9月24日(火)~10月9日(水) |

⑥その他相談会の周知広報活動

- 市町村広報紙におけるお知らせの掲載
 - 関係機関に対するチラシの配布
 - ※電子申請による予約用のQRコードを掲載
- 〔主な配布先〕

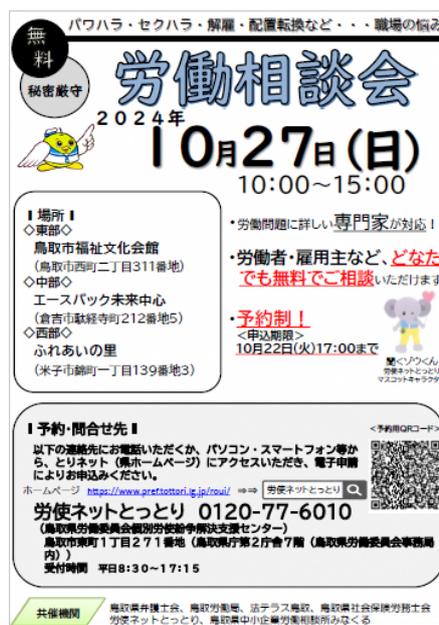
国、県、市町村窓口（労働関係、相談関係等）、図書館、社会福祉協議会、労働者団体（労働組合等）、使用者団体（経営者協会、商工会議所、商工会、青年会議所等）、大学・専門校、県内高等学校・特別支援学校等（就職希望の卒業生に対して配布）

- 県政記者クラブに対する報道資料提供
 - 関係各所の関係機関広報誌又はホームページでの告知依頼
- 〔主な依頼先〕

市町村、共催機関、労働関係団体、経営者団体等

- 労使ネットとっとり公式ホームページによる告知
- X（旧:Twitter）・Facebook・LINEでのSNSによる情報発信

<チラシ>



ウ 労働相談窓口の周知ステッカーの作成及び掲示

| 地区 | 作成枚数 | 掲示箇所 | 周知内容 |
|----|---------------------------|--------------------------|----------------------|
| 全域 | 周知ステッカー (2種類、計10,000枚) | トイレ、洗面所周辺等の利用者の目に届きやすい場所 | 労使ネットとっとり フリーダイヤル |

当労働委員会の実施する労働相談の窓口を広くPRするため、平成28年に周知ステッカーを作成し、令和6年も引き続き県内の公共施設等に掲示の依頼を行った。

※なお、県知事賞を受賞した「聞くゾウくん」を鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター（愛称「労使ネットとっとり」）の公式マスコットキャラクターとして活用



〔掲示先〕

1 公共施設

県庁（本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、県立ハローワーク）、市町村役場（北栄町以外）、とりぎん文化会館、米子コンベンションセンター

2 県内企業・店舗

株式会社いない、イオンリテール株式会社（イオン日吉津店、イオン米子駅前店、イオン鳥取北店）、株式会社ポプラ、株式会社ファミリーマート、株式会社サンマート、株式会社アインホールディングス 等



<とりぎん文化会館>



<鳥取県庁>

エ 「未来の労働者・使用者（県内高校生）」向けの広報

○クリアファイルの配布（未来の労働者・使用者である高校生向け啓発）

| 地区 | 日程 | 媒体 | 告知内容 |
|----|-------|---------------|-----------------------------|
| 全域 | 11月下旬 | クリアファイル5,300部 | 労使ネットとっとり周知 フリーダイヤル・労働相談 |

未来の労働者・使用者に対する労働紛争の未然防止、労働教育に役立つよう、就職・進学を控えた県内の高校3年生全員に対し、県中小企業労働相談所（みなくる）編集の「THE社会人」に併せて労使ネットととりのクリアファイルを配付し、「労働関係の専門機関」としての周知を図った。

オ その他

10月は全国労働委員会連絡協議会における、個別労働関係紛争処理制度周知月間であり、前記（1）及び（2）の周知活動のうち、10月に実施した取組みは共同PR事業として位置付けている。令和6年は、共同PR事業の協力企業である株式会社アインホールディングス（アイン薬局などを展開）の県内9店舗に周知ステッカー掲示を依頼した。

3 個別労働紛争解決制度関係機関の連携

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が連携して、以下の取組を実施した。

(1) 関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）

「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1(2)」にて詳細記載

(2) 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議（主催：鳥取労働局）

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換や円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、各機関・団体との連携強化を図り、もって労働関係紛争の解決の促進に資することを目的としてこれらの機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、原則年1回の定例会議を開催することとしている。本年は以下のとおり開催した。

ア 日時

令和6年9月19日（木）

イ 場所

鳥取労働局（鳥取市富安）

ウ 会議内容等

- (ア) 各機関で運用している労働相談、個別紛争解決制度の概要及び令和5年度を中心とした実施状況
- (イ) 労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表の修正要否について
- (ウ) 各機関からの協議事項、意見交換等

エ 概要

鳥取地方裁判所、鳥取県商工労働部、鳥取県中小企業労働相談所、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県弁護士会、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県労働委員会が参加し、各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況についての情報交換を行ったほか、労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表が最新の情報になっているか確認した。また、ハラスメントの相談件数等について意見交換が行われ、労働者の中にはハラスメントに関してどこに相談すべきか分からない人がいる現状を踏まえ、使用者から労働者に社内の相談窓口を周知することの必要性を再確認した。

6 委員寄稿文

労委労協（2024年3月号）鳥取県労働委員会労働者委員寄稿

<会員交流>

トラック運輸産業の2024年問題

山崎 睦（鳥取県労働委員会労働者委員）

ドライバーに対する時間外労働の上限規制適用まで残り1か月を切りました。この上限規制により、ドライバーの長時間労働が前提で成立していた、今までの日本の物流が停滞することが予測され、経済や国民生活への影響が懸念される、いわゆる「2024年問題」が取り沙汰されています。

実は、この上限規制が始まるまで5年間の猶予期間があったわけですが、今のようにマスコミで大きく取り上げられるようになってきたのも、具体的な取り組みが始められたのも、この1年だったように感じています。

2024年問題により、希望の日時に届いていたものが届かなくなったり、荷物が運べなくなることが想定されることから、「困った、どうしよう」という声をよく耳にします。しかし、私たちは、そうならないためにも、トラックドライバーの労働環境を改善することで、魅力ある運輸産業を構築するという大きな課題と目標を持って取り組んでいます。

トラックドライバーは稼げる職業として人気があった時代もあります。某運送会社に何年か務めた後、焼鳥屋をはじめ、家を建てるなど、それぞれの目標をもってこの業界で働く方も少なくありませんでした。

ところが、1990年の規制緩和によりトラックドライバーの労働環境は大きく変化しました。免許制から許可制になり事業者数が30年間で4万者から6万者へと増加するとともに、バブル崩壊・リーマンショック等の影響も受け、需給バランスが大きく崩れました。その結果、受注競争により、買ったときや運賃ダンピングが横行し、経営環境の悪化に伴いドライバーの賃金は大きく低下することとなり、賃金水準を維持するためには、長時間で無理な運行をせざるを得なくなったのです。

ドライバーの労働実態は、他産業に比べ労働時間は2割長く、賃金は1割低いという状況にあり、道路貨物運送業者の脳・心臓疾患の労災補償件数は全支給件数の2～3割を占めています。また、時間外労働の上限規制も960時間となっており、他産業の720時間と比べると長時間労働に変わりはなく、こうした現状を大きく変えていかなければ人手不足の解消は夢の夢という状況です。

鳥取県内においても新規高卒者の就職希望者数は減少してきていますが、その中でドライバーという職業が、選ばれる職業となっていないのは明らかであり、このままでは近い将来担い手がなくなり、本当に物流が止まってしまうのではないかと危惧しています。

また、私たちの仕事はトラックによる長距離輸送のほかにも、宅配便・移転引越・重機建設・

工場内作業等多岐にわたりますが、数年後には、仕事はあるのに人手不足により対応できなくなるのだろうというのが今の本音です。

私たち運輸産業にとって2024年は、労働条件が改善されるのか、これまでと変わらず長時間労働・低賃金なのか、大きな分岐点にあります。

安全・安心・安定した産業を構築し、社会生活に必要不可欠な物流を止めないためには人手不足を解消する必要があり、そのためにも他産業と同レベルの労働条件・賃金が必要です。

荷主と消費者にも国土交通省の示している標準的な運賃や付帯作業料金の適正な収受、荷積・荷下ろし時の待機時間解消、再配達の削減等への理解と協力を仰いでいくこととなりますので、本稿を読まれた皆様には、どうぞよろしく申し上げます。